

第5回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～ 第2段階における送配電部門の中立性確保について～

平成26年1月20日(月)

1. 現行電気事業法における行為規制

電気事業法第24条の6においては、一般電気事業者が託送供給を行う際の行為規制(情報の目的外利用の禁止、特定の事業者への差別的取り扱いの禁止)を規定。

一般電気事業者は託送供給業務について他社との接点となるネットワークサービスセンター(NSC)を設置。NSC等の託送供給部門で働く職員が、発電または営業(小売)部門の業務に携わらないことなどにより「情報の目的外利用の禁止」を担保し、NSCが各特定規模電気事業者等を公平に扱うための社内ルールを定めて公開し、これを遵守することなどにより「特定の事業者への差別的取扱いの禁止」を担保。

< 情報の目的外利用の禁止 >

一般電気事業者が託送供給の業務に関して知り得た、他の電気を供給する事業を営む者(電気供給事業者)及び電気の利用者に関する情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止。

< 特定の事業者への差別的取扱いの禁止 >

一般電気事業者が託送供給の業務を行うに際して、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取り扱いをしたり利益を与えたりすること、又は不当に不利な取り扱いをしたり不利益を与えたりすることを禁止。

2. 低圧配電部門の中立性確保の必要性について

現行制度における送配電部門の公平性・透明性の確保措置は自由化分野を対象として講じられたものであり、非自由化対象分野である低圧配電部門は対象とされていない。

小売全面自由化に伴い、低圧分野まで含めたすべての送配電部門が「公共インフラ」としての性格を強めることとなるため、低圧配電部門の公平性・透明性を確保することが必要ではないか。

他方、顧客利便性の確保、安定供給の確保等の観点から、現行制度において一般電気事業者の送配電部門が他部門と連携して実施している業務の一部については一定の配慮措置を講ずることは必要ではないか。

第2段階の小売全面自由化の実施に伴って、適正な電力取引についての指針(以下「適正取引ガイドライン」という。)を改正する必要がある。

現行の適正取引ガイドラインにおいては、託送供給部門に対する規制が記載されているところ、小売全面自由化にあわせて、例えば以下のような改正を行うこととしてはどうか。

第2部 適正な電力取引についての指針

託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) ネットワーク運営の中立性の確保

(2) - 1 一般電気事業者の託送供給

(2) - 1 - 1 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

託送供給の業務に関連した**特定規模電気事業小売電気事業又は発電事業**を行う他の者との情報連絡窓口は電気の販売営業活動又は契約等を行う部門(以下「営業部門」という。)ではなく、送電サービスセンター・給電指令所とする。また、託送供給の業務に関連した電気供給事業者(新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。)との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。

送電サービスセンター、給電指令所、接続検討又は系統接続工事の実施等の電力流通設備建設に係る計画に関連する業務を行う部門等において託送供給の業務を行う従業員は、発電部門又は営業部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は、**小規模事業所や山間部等における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合**、営業部門若しくは発電部門に属する者が送配電部門の業務を行うこと、又は、**送配電部門に属する者が営業部門若しくは発電部門の業務を行うことを妨げるものではない。**

上記 に掲げるもののほか、一般電気事業者は、現在、営業部門又は発電部門と連携して行われている一般電気事業者の**送配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。**

(ポイント)

において、第3回制度設計ワーキンググループでお示したような事案については、改革によって需要家の利便性を損なうことがないよう一定の配慮が必要であることから、その旨明確化。

また、 を踏まえ、一般電気事業者は、連携して行う必要のある業務の範囲を明確化することが望まれる。

このほか、「一般電気事業者」を「第1種送配電事業、発電事業及び小売電気事業のいずれも営む者(P)」に修正する等事業類型の見直しに伴う技術的な修正を行う予定。

第2部 適正な電力取引についての指針

託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) ネットワーク運営の中立性の確保

(2) - 1 一般電気事業者の託送供給

(2) - 1 - 2 一般電気事業者の託送供給業務送配電等業務における差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

系統運用や系統情報の開示・周知等について、送配電等業務支援機関広域的運営推進機関の定める基本的な指針送配電等業務指針を踏まえて、電気供給事業者すべてに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う。託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的に行う。

一般電気事業者の送配電部門が営業部門又は発電部門と連携して営業部門又は発電部門の業務(顧客の問い合わせに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等)を行う場合には、当該業務に相当する他の小売電気事業者又は発電事業者の業務について、委託に応じ実施することが可能な業務を公表し、委託を希望する事業者との協議を踏まえた上で、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。

一般電気事業者の送配電部門がその業務を自社の営業部門又は発電部門に実施してもらう場合には、他の小売電気事業者又は発電事業者に委託することも含め、その実施主体を募集するなどにより、効率性・公平性を考慮した上で決定し、その実施主体が実施する。

(ポイント)

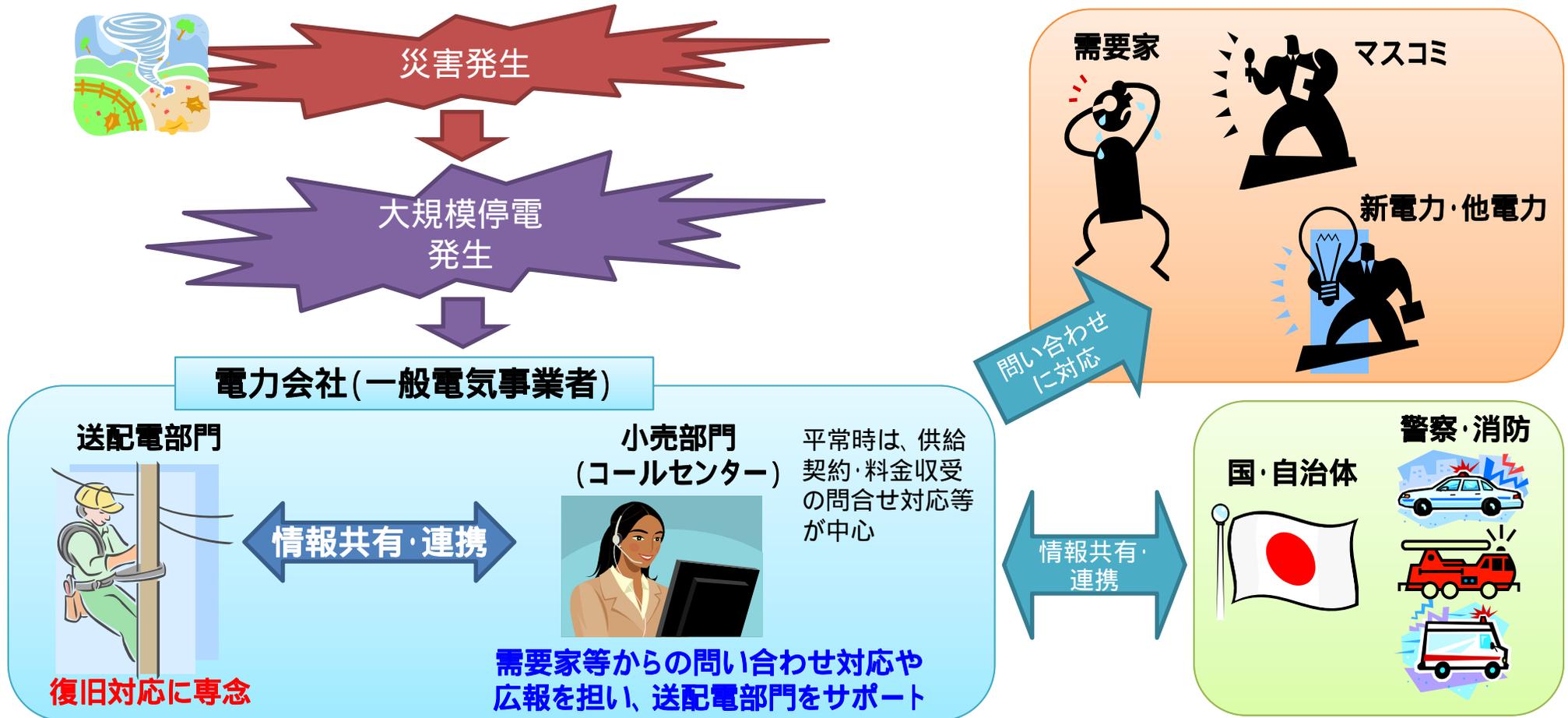
において、送配電部門が営業部門や発電部門の業務を行う場合には、当該業務に相当する他の小売電気事業者や発電事業者の業務を受託できる範囲を公表し、合理的な範囲で当該業務を受託することを、「望ましい行為」として規定。

において、送配電部門が、その業務を自社の営業部門や発電部門に実施してもらう場合には、その実施主体を募集すること等により、効率性・公平性を考慮した上で当該業務の実施主体を決定することを、「望ましい行為」として規定。

このほか、「一般電気事業者」を「第1種送配電事業、発電事業及び小売電気事業のいずれも営む者(P)」に修正する等事業類型の見直しに伴う技術的な修正を行う予定。

例えば、災害時による大規模停電発生時においては、送配電部門、小売部門がコールセンター等を通じて一体となって需要家等からの問い合わせに対応。

改革によって需要家の利便性を損なうことは避けるべきであり、小売全面自由化実施時(第2段階)においては、一定の範囲内で小売部門と送配電部門の業務連携を認めるべきではないか。

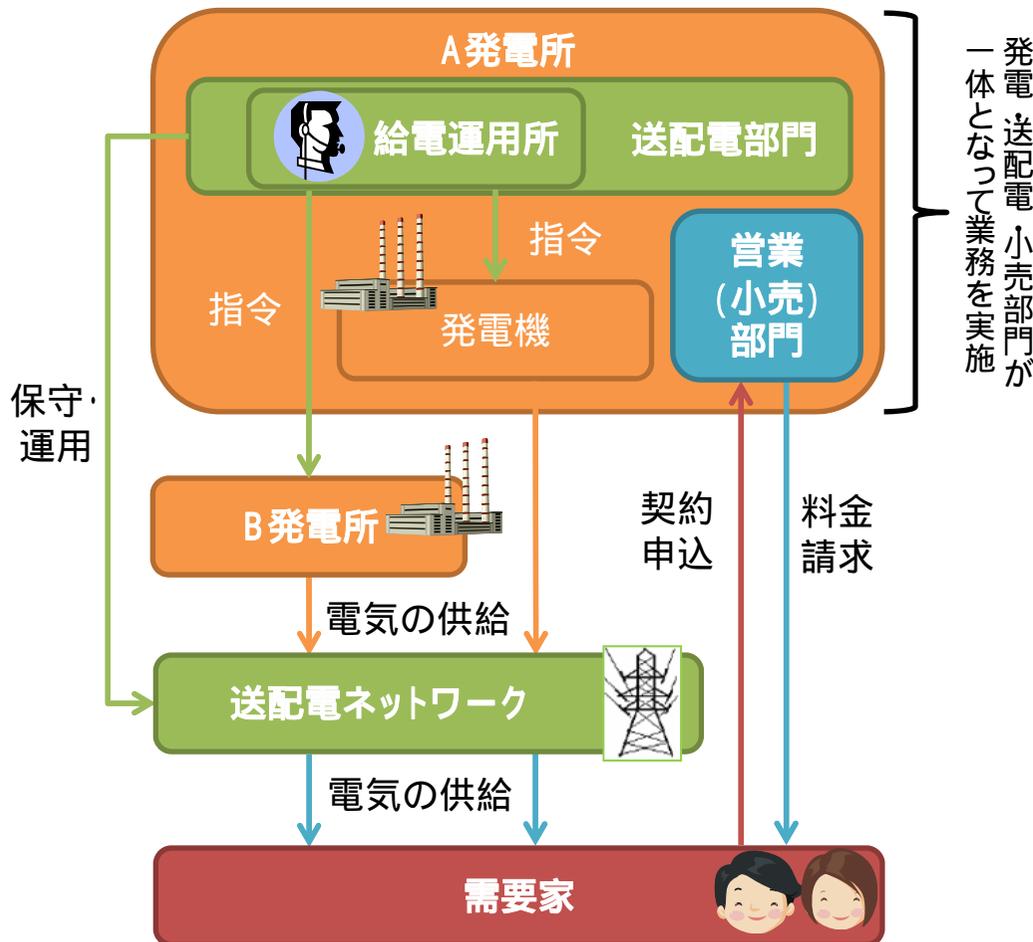


このようなケースにおいて、平常時には料金収受の問い合わせ対応等を行うコールセンターを小売部門対応と送配電部門対応に分割するのではなく、送配電部門の情報(停電情報、復旧状況等)を域内の他の小売電気事業者(新電力等)及びその需要家もアクセスできるようにするなど、需要家の利便性と公平性・中立性の確保の両立を図るべきではないか。

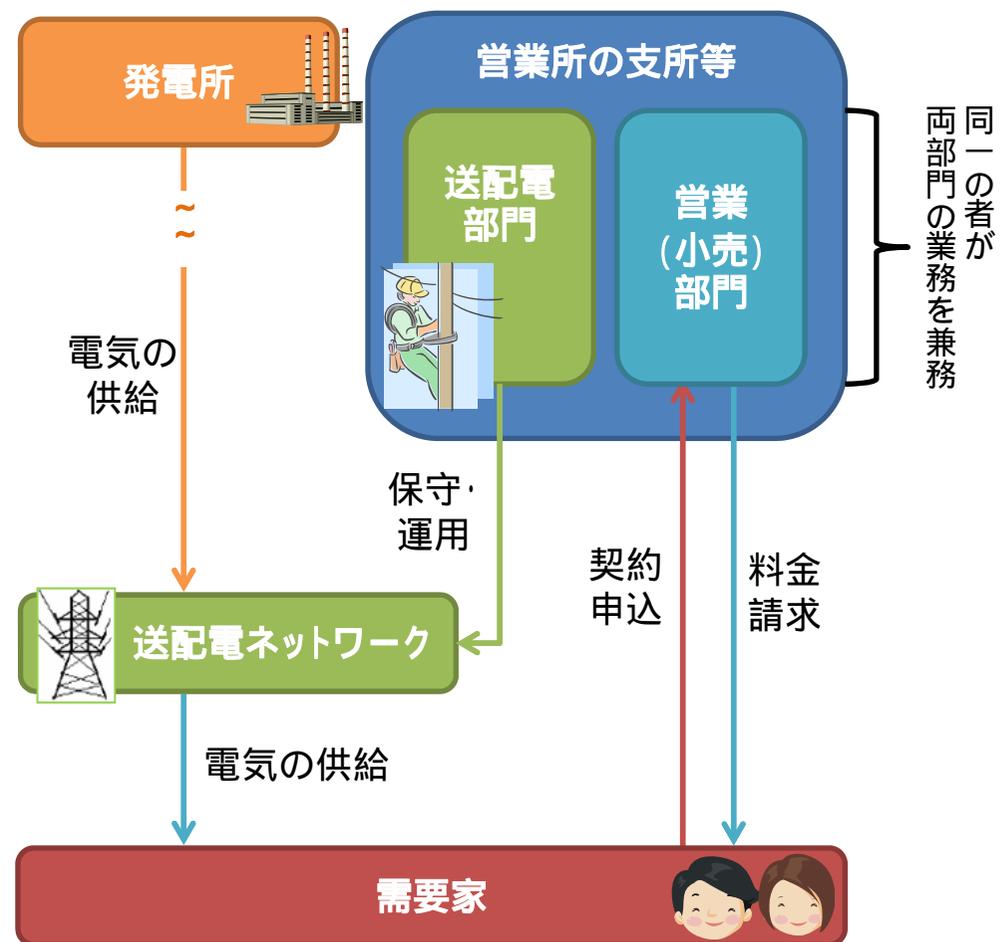
離島や山間部等においては、一般電気事業者の発電部門、送配電部門、小売部門が一体となって業務を行っている。これにより、非常時等の対応も含め、電力供給に関する現場対応を安定的かつ効率的に実施。

送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、発電部門・小売部門が送配電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。

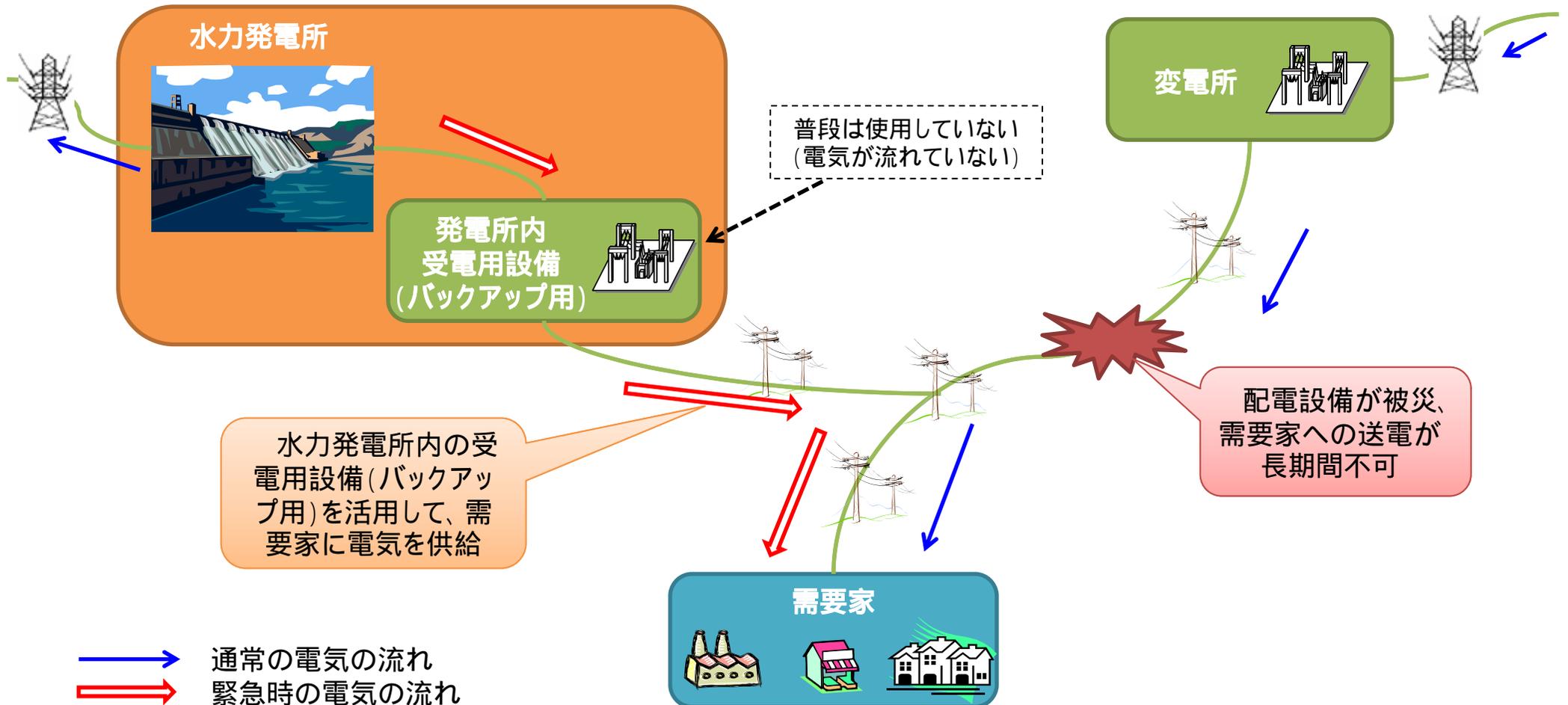
(例1) 離島の事例



(例2) 山間部等の小規模事業所の事例



山間部等の一般電気事業者の水力発電所等においては、近隣の需要に直接配電する負荷系統としての機能も併せ持ち、当該発電所等を保守、運用する事業所においては、発電部門としての業務と送配電部門としての業務を併せて行っている。これにより、常時だけでなく、非常時においても電力供給に関する現場対応を安定的かつ効率的に実施。送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、送配電部門が発電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。



山間部等の一般電気事業者の水力発電所等においては、近隣の需要に直接配電する負荷系統としての機能も併せ持っているものもあり、送配電部門がこうした変電設備の遠隔監視制御を行うとともに、その変電設備と一体となっている発電所についても同時に遠隔監視・運用等を行っている。

送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、送配電部門が発電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。

一帯の変電所を遠隔監視制御する業務の一環として、水力発電所の遠隔監視・運用等も実施

